

(別表6)「規制改革集中受付月間(11月)」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について(平成16年2月27日報告(閣議))
 における「別表」に掲げられた規制改革事項

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|----------------------------------|---|--|--------------------|-------|
| 1 | 運転免許制度における貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し | 道路交通法第85条 道路交通法施行規則第2条 | 車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設するための法案を今国会に提出し、公布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当たっては、交通の安全の確保と併せ、利用者の利便について十分に配慮する。(運輸ア) | 第159回通常国会に 法案提出 | 警察庁 |
| 2 | 銀行代理店に係る諸規制の緩和 | 銀行法施行規則第9条の3第2項第8号、第10条 平成11年金融監督庁告示第10号 | 銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点から踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。(金融ア) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 3 | 店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化 | 銀行法施行令第5条 銀行法施行規則第16条 | 為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。(金融ア) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 4 | 銀行関連会社の業務範囲規制(付随業務)の見直し | 銀行法施行規則第17条の3第2項第3号 | 金融関連業務として規定する付随業務の範囲を法第10条第2項本文まで緩和することについては、同項各号に列挙されていない業務が明らかに「その他付随業務」に該当する確認を得た上で子会社が行う必要があるという観点から、具体的な内容について平成16年度中に結論を得て、措置する。 | 平成16年度中 | 金融庁 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|----------------------------|--|---|--------------------|-------|
| 5 | 銀行代理店の貸金業者への解禁 | 銀行法施行規則第9条の3第2項第8号ロ | 銀行代理店の貸金業者への解禁については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、銀行代理店制度の見直しの中で資本関係規制等の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。(金融ア) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 6 | 準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略 | 商法第289条第2項、第3項、第4項、第375条、第376条 銀行法第18条第2項 | 株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。(金融ア21) | 第159回通常国会に 法案提出 | 法務省 |
| 7 | 適格機関投資家の申請手続の緩和 | 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項、第3項及び第4項 | 適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。 さらなる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成16年度以降に検討する。(金融ウ) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 8 | 投資法人による参照方式・発行登録制度の利用の容認 | 証券取引法第5条第4項、第23条の3 | 発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。(金融ウ) | 平成16年度中 | 金融庁 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-----------------------------------|---|--|--------------------|-------|
| 9 | 公開買付けの適用除外範囲の拡大 | 証券取引法第27条の2第1項第5号 証券取引法施行令第7条第5項第1号 | 「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。(金融ウ) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 10 | ブックビルディングを実施した場合の申込期間の廃止に関する規定の整備 | 証券取引法第5条第1項 企業内容等の開示に関する内閣府令第8条及び第9条 | 有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。(金融ウ) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 11 | 銀行による証券仲介業務の解禁 | 証券取引法第65条 | 銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。(金融ア) | 第159回通常国会に 法案提出 | 金融庁 |
| 12 | 投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し | 証券取引法第13条、第15条 | 過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう平成16年度中に措置する。(金融ウ) | 平成16年度中 | 金融庁 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------|--|--|--------------------|-------|
| 13 | 投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大 | 投資顧問業法第2条 投信法第2条 同施行令第3条 証券取引法第2条 | 投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大について、投資事業有限責任組合出資持分等の有価証券化を行う。(金融オ) | 第159回通常国会に 法案提出 | 金融庁 |
| 14 | 利害関係人の届出の簡素化等 | 投資顧問業法施行令第8条 同施行令第10条 投信法施行令第20条 事務ガイドライン(証券投資顧問業者の監督関係)3-4-3 | 投資顧問業法施行規則における利害関係人の届出の範囲について、禁止行為に該当する法人等に限定するよう措置する。 業務方法書における利害関係人の変更届出の提出期限について、事務ガイドラインの見直しを行う。 | 平成15年度措置済 | 金融庁 |
| 15 | 金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 | - | 金融先物取引所および金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。(金融オ) | 平成16年度中 | 金融庁 |
| 16 | 政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化 | 証券取引法第194条の6 他 | 投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、財務の健全性等に係る検査も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。(金融オ) | 第159回通常国会に 法案提出 | 金融庁 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|---------------------------|---|--|-----------------|--------------|
| 17 | 商品ファント法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和 | ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6号の2 | 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に限り、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和する。 | 平成15年度措置済 | 金融庁 経済産業省 |
| 18 | 固定資産税の納付様式の改善 | ・地方税法第362条、第364条、第383条 | 固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること 納付書等に都道府県名を記載すること 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること (金融オ) | 平成16年度中のできる限り早期 | 総務省 |
| 19 | 消防法上の非常用電源における対象設備の拡充 | ・消防法施行規則第12条第4号ロ ・自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号) ・蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号) | 燃料電池、ナトリウム・硫黄(NAS)電池及びレドックスフロー電池並びにマイクロガスタービンを消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱えるよう、所要の措置を講ずる。(危険工) | 平成16年度中 | 総務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------|--|--|------------------|-------|
| 20 | 家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号 火災予防条例(例)第12条 | 消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行い、保有距離についてできる限り早期に必要な見直しを行う。(危険ア) | 平成16年度のできるだけ早い時期 | 総務省 |
| 21 | 家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し | 火災予防条例(例)第44条 | 家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」における検討結果を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、できる限り早期に設置届出を不要とする。(危険ア) | 平成16年度のできるだけ早い時期 | 総務省 |
| 22 | 危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大 | 消防法第13条第3項 | 給油取扱所と同様の形態の地下タンク等についても単独荷卸が実施できるよう所要の措置を講ずる。(危険工) | 平成16年度中 | 総務省 |
| 23 | 高周波利用設備の設置許可基準の緩和 | 電波法第100条 | 高周波出力が5kWまでの超音波設備に関し、他の無線通信に支障をきたさないという結論を得た場合は、早急に個別の設置許可を不要とする。(IIオ) | 平成16年度中 | 総務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|---------------------------------|--|--|----------------|-------|
| 24 | 無線局の免許申請手続の緩和 | 無線局免許手続規則第3条、別表第1号の2 | 法人による無線局免許申請の代理申請について、通達を改正し、その委任状等の取扱いを規定するとともに、その旨を総合通信局に対して周知徹底する。 | 平成15年度措置済 | 総務省 |
| 25 | 外国人がスムーズに転勤等を行えるための在留資格の要件の明確化等 | 出入国管理及び難民認定法別表第一 | 外国人がスムーズに転勤等が行えるよう「技術」「人文知識・国際業務」の要件の明確化を図り、周知徹底する。 | 平成15年度措置済 | 法務省 |
| 26 | 優良事業者が申請する在留資格認定証明書発行の迅速・簡素化 | 出入国管理及び難民認定法第7条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条2 | 外国人の入国に関し特段問題のない優良な事業者については、在留資格認定証明書の交付申請に係る手続きを迅速化しかつ簡素化する措置を講ずる。 | 平成15年度措置済 | 法務省 |
| 27 | 来日外国人 組織犯罪の防止の強化 | 出入国管理及び難民認定法第19条、第24条第4号イ、第70条第1項第4号、第73条、第73条の2 | 犯罪の温床となっているとの指摘がある不法滞在者等の大幅な減少を図るため、在留資格取消し制度の創設、不法残留罪に係る罰金額の引き上げ等の措置を講ずる。 | 第159回通常国会に法案提出 | 法務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|------------------------------------|---|--|--------------------|-------|
| 28 | 事業向け融資における個人保証の適正化 | ・民法第446条～第465条 | 個人保証（特に根保証）の適正化を図るための法的措置の内容等について検討し、結論を得て必要な措置を講ずる。（法務イ） | 平成16年度中 | 法務省 |
| 29 | 差押禁止財産の範囲の見直し | ・民事執行法第131条、第152条第1項及び第2項 ・民事執行法施行令第1条、第2条 | 担保物権及び民事執行制度の一部を改正する法律（平成16年4月1日施行）の施行に伴い、差押禁止金銭及び差押禁止債権に関する政令で定める額（民事執行法施行令第1条及び第2条）についても、標準的な世帯の必要生計費の推移等を踏まえて見直す。 | 平成15年度措置済 | 法務省 |
| 30 | 要役地分筆登記に地役権者の承諾書を添付した場合の転写の取扱いの見直し | ・不動産登記法第83条及び第114条 | 要役地地役権の登記のある土地の分筆登記の申請書に要役地地役権者の権利消滅の承諾書が添付されているときは、要役地地役権の登記は転写しないこととするよう分筆の登記に関する法令の規定等を整備する。（住宅エ） | 第159回通常国会に 法案提出 | 法務省 |
| 31 | 優良事業者が招聘する外国人に対する査証申請手続の簡素化 | ・外務省設置法4条13項 | 特定の地域・国の外国人が査証申請する際に必要とされる「身元保証書」招聘理由書」に関し、当該外国人を招聘する優良な事業者については、当該手続を簡素化する措置を講ずる。（法務ウ c） | 平成16年度中 | 外務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|--|--|--|---------|-------|
| 32 | 保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・関税法第23条第1項 ・同法施行令第21条の2第1項 ・同法基本通達23 - 2、23 - 3、23 - 4、23 - 5、23 - 7 | 包括申請に係る運用面の見直しのための実態調査及び検討について、平成16年度の早い時期に結論を得て、措置する。(運輸イ) | 平成16年度中 | 財務省 |
| 33 | 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法 | 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。(流通イ) | 平成16年度中 | 財務省 |
| 34 | 製造たばこ小売販売業許可に係る環境区分の認定状況の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ事業法第22条 ・たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項 別表二 ・製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第4章第二 ・製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程第9条、11条 | 製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。(流通イ) | 平成16年度中 | 財務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------|--|--|-----------|-------|
| 35 | 税務書類等の電子保存範囲の拡大 | ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条 | 法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律（通称「e-文書法」）の制定等により行うこととする。このため、電子保存の容認の要件、対象範囲等について早急にとりまとめ、2004年6月頃を目途にIT戦略本部に報告を行い、法案を早期に国会に提出する。」（e-Japan戦略「加速化パッケージ」とされていることを踏まえ、税務書類等の電子保存範囲について見直しを行う（「ITウ」） | 平成16年度中 | 財務省 |
| 36 | 地域医療支援病院の承認要件等の緩和 | ・医療法第4条第1項 ・厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示第105号） | 地域医療支援病院の承認要件及び主体要件について、緩和の方向で検討し措置する。その際既存の営利法人の取扱いについても十分な検討を行い、結論を得る。（「医療ク」） | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 37 | 新医療用具の保険適用時期の適正化 | ・医療用具の保険適用等に関する取扱いについて（平成14年2月13日医政発0213012号、保発0213011号） | 医療材料のうち、C1区分に該当する品目の保険適用については、これまでの年2回であった適用機会を、年4回とするよう措置する。 | 平成15年度措置済 | 厚生労働省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|----------------------|--|--|-------------|-------|
| 38 | 医療機関に関する広告規制の緩和 | 医療法第69条第1項 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項(平成14年厚生労働省告示第158号) | 医療機関の広告規制の緩和については、患者保護と患者に対する客観的に検証可能な情報の提供という2つの観点から、今後とも拡大を図り、必要な措置を講ずる。その際、治癒率、生存率、再入院率等についても、その定義・検証方法などの研究を進め、その結果を踏まえて検討し、結論を得る。(医療ア) | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 39 | 化粧品に係る品目リストの国際整合性の推進 | 化粧品基準(平成12年9月29日厚生省告示第331号) 化粧品規制緩和に係る薬事法施行規則の一部改正等について(平成12年9月29日医薬発第990号) | 化粧品のポジティブリストとネガティブリストについては、今後とも欧米のものと整合性を考慮するとともに、外国の製造者がこれらのリストにアクセスできるよう、同リストの英語版について、薬事法第42条に基づく「化粧品基準」(平成12年厚生省告示第331号)の改正に併せて平成16年度内に作成し、公表する。(医療カ) | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 40 | 多様な保育サービス制度の拡充 | 少子化対策基本方針(平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定) 新エンゼルプラン(平成11年12月19日6大臣合意) 特別保育事業実施について(平成12年3月29日児発第247号) | パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。(福祉イ) | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 41 | 障害者雇用調整金 報奨金の授受方法の拡大 | 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項、第45条第1項及び第50条第1項 | 障害者雇用調整金 報奨金の支給に当たり、特例子会社制度を活用して親会社が調整金の支給を受けるために申告書を提出する際に、調整金の受け取りをグループ内の会社の1つとすることを可能とする。(雇用力) | 平成16年度までに措置 | 厚生労働省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|--------------------------------|----------------------|--|---------------|-------|
| 42 | 3級技能検定の受検要件の緩和 | ・職業能力開発促進法施行規則第64条の4 | 現行は工業高校等の卒業見込み者に限っている3級技能検定の受検資格について、検定職種に関する工業高校等で教育訓練中の全ての者に付与する。 | 平成16年4月1日 | 厚生労働省 |
| 43 | 年金請求先の県外容認 | ・国民年金法施行規則第16条の7 | 全国の社会保険事務所における年金請求先については、通達(年金給付裁定請求書の進達事務の手引)において、全国の社会保険事務所に回送を行う旨示されているが、請求者の利便を考え、全国の社会保険事務所に更なる周知徹底を行うとともに、当該取り扱いについて、社会保険庁のホームページへ掲載を行う。 | 平成15年度措置済 | 厚生労働省 |
| 44 | 児童手当受給(資格)者に対する年金加入証明書の提出回数の削減 | ・児童手当法第26条 | 児童手当受給者の被用者確認の方法について、現行の事業主による年金加入証明書以外に健康保険証等の提出でも対応できるよう例示を追加する。 | 平成15年度中に通知を発出 | 厚生労働省 |
| 45 | 細菌の基準の統一 | ・食品衛生法第11条 | 都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導を行う際の目安となる指導基準)について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。(流通イ、基準2) | 平成16年度中 | 厚生労働省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------|---------------------------|--|--------------------------------|-------|
| 46 | 食品営業許可関連の申請、届出書類の統一 | ・食品衛生法第52条 | 平成7年に既に標準的な申請書様式を示しているところであるが、営業許可申請に係る申請書の統一化について再度都道府県等に対して要請する通知を発出する。 | 平成15年度措置済 | 厚生労働省 |
| 47 | カップ自動販売機で取り扱うことが可能なカップの基準の見直し | ・食品衛生法第11条 | コップ販売式自動販売機で清涼飲料水を販売する際に、購入者が自ら用意した容器を使用すること自体は必ずしも禁じられたものではない旨、都道府県等に対し周知する。 なお、営業に当たっては、その容器により自動販売機内を汚染し、購入者本人及び他の購入者の健康を損なうことがないよう、都道府県が条例で定める基準及び機体の衛生的な管理のために指導を遵守する必要がある。取出口を清潔に保つことなど指導すべき事項についても周知を行う。 | 平成15年度措置済 | 厚生労働省 |
| 48 | 保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認 | ・地方自治法第243条 ・児童福祉法 | 現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。(福祉イ) | 第159回通常国会に法案提出済(平成17年4月1日施行予定) | 厚生労働省 |
| 49 | 要介護認定の更新認定に係る有効期間の拡大 | ・介護保険法施行規則第41条第2項、第55条第2項 | 更新の場合の認定の有効期間を原則6ヶ月から原則12ヶ月に拡大し、さらに、重度の要介護状態などの場合は、その上限を12ヶ月から最大24ヶ月までとすることができるようにする。 | 平成16年4月1日 | 厚生労働省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|---|---------------------|---|---------|-------|
| 50 | 畜舎、堆肥舎、自給飼料製造施設における農地転用許可の標準処理期間の周知 | ・農地法第5条 | 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。(農水ア b) | 平成16年度中 | 農林水産省 |
| 51 | 現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る許可申請に係る添付書類の適正化等 | ・農地法第5条 | 現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用に係る許可申請について、もっぱら遊休農地の解消のために転用許可申請の書類に作付確約書を添付することを要件とすることがないよう関係機関に通知する。また、農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。(農水ア a b) | 平成16年度中 | 農林水産省 |
| 52 | 農山村地域における土地利用に関する農地転用許可の標準処理期間の周知 | ・農地法第4条、第5条及び法附則第2項 | 農地転用許可に係る事務処理の標準処理期間(6週間)を定めた通知の趣旨について、関係機関に周知する。(農水ア b) | 平成16年度中 | 農林水産省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|------------------------|---|---|----------------|-------|
| 53 | JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8 玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)第3条から第5条 農産物検査法第11条 農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第1の2の(2) | 産地品種銘柄の認定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受付けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定をする仕組みを17年産米から導入し、要領を改正する。(農水ア) | 平成16年度中 | 農林水産省 |
| 54 | 無糖ココア調製品の関税割当に係る報告の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 関税暫定措置法 関税暫定措置法施行令 関税割当制度に関する政令 とうもろこし等の関税割当制度に関する省令 | 無糖ココア調製品の関税割当に係る定期的な報告のあり方を見直し、措置する。(農水ア) | 平成16年度中 | 農林水産省 |
| 55 | 商工会議所法における合併規定の創設 | <ul style="list-style-type: none"> 商工会議所法 | 合併に伴う手続きの簡素化、資産譲受の際の税負担を軽減させ、商工会議所同士の円滑な合併を可能にするため、合併規定を創設する。(法務才) | 第159回通常国会に法案提出 | 経済産業省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|--------------------------|---|--|---------|--------------|
| 56 | 電気主任技術者の監督範囲の見直し | ・電気事業法施行規則 第56条 | 第二種及び第三種電気主任技術者の監督範囲のうち、構内と構外との区分については、現状において電気工作物の工事、維持及び運用に関する技術レベルの違いはないことから、当該区分を撤廃し監督範囲を拡大する見直しを行う。(資格 b) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 57 | 民間規格の規制基準への充足性の迅速な確認と活用 | ・電気事業法第39条第1項の規定に基づく省令62号 ・同法第54条、55条に基づく省令77号 | 民間規格を迅速に反映していくため、技術基準の性能規定化に着手し、所要の措置を講じる。(エネイ) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 58 | 電力特定供給事業の推進 | ・電気事業法第17条 ・電気事業法施行規則第21条 | 電力特定供給の許可事例について、ホームページで周知する。(エネイ) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 59 | 既設火力発電所建替え時の環境アセスメントの見直し | ・環境影響評価法第11条 ・発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第7条 | 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。(環境イ a) | 平成16年度中 | 環境省 経済産業省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|------------------------|---|--|-------------------|-------|
| 60 | 都市ガスにおける契約単位の見直し | ・ガス事業法第17条、第20条 ・ガス事業法施行規則第18条9 | 一構内、一建物内に会計主体が異なる部分がある場合であっても、会計主体相互が生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係を有する場合は一契約とする取り扱いについて、速やかに検討を開始し、平成16年度中に措置する。(エネウ) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 61 | エネルギー管理者の兼任の容認 | ・エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項、第10条の2第1項、第12条の3第1項 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第7条第2号、第9条の2第3号 | エネルギー管理者及びエネルギー管理員の外部委託に関する要件の明確化とともに、複数事業場のエネルギー管理者の兼務規定について検討し、実施する。(資格 b) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 62 | 第一種電気工事士の定期講習受講義務の見直し | ・電気工事士法第4条の3 | 定期講習の実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構において、定期講習受講者に対するアンケート調査を行っているところであり、その結果を踏まえて受講者の負担軽減を考慮した講習方法の見直し策を講ずる。(資格) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 63 | 新規にがん具煙火を指定する際の審査基準の作成 | ・火薬類取締法第2条第2項 ・火薬類取締法施行規則第1条の5 | 新たにがん具煙火に指定するための安全性の審査基準を検討した上で、策定・実施する。(危険オ) | 平成16年度中のできるだけ早い時期 | 経済産業省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------|---|--|-----------|-------|
| 64 | 輸出貿易管理令別表2該当貨物への輸出許可制度の緩和 | 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 ・外国為替及び外国貿易法 | 要望のあった貨物の輸出に際して、ある一定の契約に基づき複数回にわたる輸出につき、まとめて承認を得ることができる旨を周知する。(基準2) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 65 | 炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長 | ・電気事業法施行規則 第94条の2 ・火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成15年2月19日原院第6号) | 炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94条の2第2項に規定する定期自主検査周期の延長が可能となるよう検討し、措置する。(基準2) | 平成16年度中 | 経済産業省 |
| 66 | 固体高分子形燃料電池の不活性ガスパージに係る義務付けの廃止 | ・電気事業法 第39条 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第35条(平成9年3月27日通産省令第51号) ・電気設備に関する技術基準を定める省令 第44条、第46条(平成9年3月27日通産省令第52号) | 固体高分子形燃料電池設備について構造面・機能面における安全性を確認するための技術的な検討を行い、出力10kw未満の小型燃料電池発電設備については、不活性ガスパージに係る義務を免除する。 | 平成15年度措置済 | 経済産業省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|---|--|---|----------------|-------|
| 67 | 工事完了前の開発区域における建築制限の解除制度の弾力的運用についての情報提供等 | 都市計画法第37条 | 工事完了前の開発区域における建築制限の解除について、各開発許可権者における取扱い状況を取りまとめ、情報提供を行う。(住宅工) | 平成16年度のできる限り早期 | 国土交通省 |
| 68 | IRU方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和 | 道路法第32条 ・電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて(平成11年3月31日建設省道路局路政課長通達) | IRU(Indefeasible right of user:破棄し得ない使用权)方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとする。(IIア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 69 | 河川法に基づく水利使用許可申請の簡素化 | 河川法第23条、第24条及び第26条 河川法施行規則第11条 | 取水量の小さな発電の水利使用に係る許可手続の簡素化について、参考となるような事例を収集し、これを周知する。 | 平成16年3月 | 国土交通省 |
| 70 | 下水道法に基づく特定施設の届出に係る書類の様式の見直し | 下水道法第12条の3 | 事業者の事務負担軽減をさらに徹底する観点から、下水道管理者において特定施設の届出に係る書類の様式を定める場合には、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出を行った際の書類の写し等を可能な限り活用できるようにするため、水質汚濁防止法に係る届出書類の様式と平仄を揃えることが適当である旨を下水道管理者に周知する。(住宅工) | 平成16年度中 | 国土交通省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|--|---|---|-----------|-------|
| 71 | 容積率算定における自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等の取扱いの周知徹底 | ・建築基準法第52条第13項 | 自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等を設ける建築物について、建築基準法第52条第13項の許可による容積率の緩和制度を活用することが可能である旨特定行政庁に周知する。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |
| 72 | 複合映画館の建設に係る用途規制の運用の適正化 | ・建築基準法第48条 | 地方公共団体に対し、複合映画館について、地域の実情やニーズに応じて、必要に応じ、用途地域の変更や、特別用途地区又は用途緩和型地区計画の活用によりきめ細かく対応することが望ましい旨、通知する。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |
| 73 | 公営住宅におけるDV被害者への対応の明確化、迅速化 | ・公営住宅法第23条、第25条第1項 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 | 公営住宅におけるDV被害者への対応については、公営住宅への入居に当たって優先的に取扱うことが可能であり、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、DV被害者の実情に基づくニーズに適切に対応して、公営住宅の入居者資格のない50歳未満の単身者も含めて公営住宅を目的外使用することも可能である旨通知するとともに、事前にDV被害者の受入れ計画を国が承認した場合には、事後報告によって目的外使用を認める等手続の迅速化についても併せて通知する。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |
| 74 | 国土交通省所管国庫補助事業に係る補助事務費の使途に関する規制の緩和 | ・平成7年11月20日付け建設省住総発第172号 住宅局長通知（最終改正 平成12年6月29日）「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について」 | 住宅局所管補助事業の附帯事務費について、個々の事業の特性等を踏まえた合理的理由があれば人件費構成率の弾力的運用が可能であり、かつ、弾力的運用に係る説明資料については合理的理由が記載された簡易なもので足りる旨、地方公共団体に周知する。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|--------------------------|---|---|----------------|-------|
| 75 | 不動産鑑定士試験の見直し | ・不動産の鑑定評価に関する法律第3条、第4条 | 不動産鑑定士を目指す者の裾野を広げつつ、その資質の向上を図り、将来にわたって優秀な不動産鑑定士を確保していくため、試験を1回2段階の体系に簡素合理化し実務経験2年以上の要件は廃止することで、受験者の負担の大幅な軽減を図るとともに、実務の修習課程を充実させ、これを修了した者に資格を付与するよう不動産鑑定士試験制度を見直す。(資格) | 第159回通常国会に法案提出 | 国土交通省 |
| 76 | 車長規制の緩和 | ・バン型等の連結車に係る特殊車両通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道路局道路交通管理課長通知) | 分割可能貨物を積載するバン型等の連結車に係る車長の許容限度について、一定条件のもと、許可限度値(セミトレーラー連結車にあっては17メートル、フルトレーラー連結車にあっては19メートル)まで特定車両通行許可の対象とする。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |
| 77 | レンタカーに係る有償貸渡許可申請の手續負担の軽減 | ・道路運送法第80条第2項 ・貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号) | レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。(運輸ア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 78 | 相互使用するトレーラーに係る車庫規制の緩和 | ・自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条 ・貨物自動車運送事業法第4条、第6条 | 運輸協定を締結し、相互使用することとしているトレーラーについては、一の営業所において車庫を確保すれば足りることとする。(運輸ア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|---------------------------------------|--|--|-----------|-------|
| 79 | 自動車型式指定申請に先駆けた装置型式指定申請(制動装置等)のみの申請の容認 | 道路運送車両法第75条の2 | 自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシステム装置に係る装置型式指定申請の単独申請に対応することとする。(運輸ア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 80 | 構造装置機能確認試験の提示車両選定基準の明確化及び提示車両の削減 | 自動車型式指定規則第3条 | 構造装置機能確認試験の提示車両選定基準(構造装置機能確認の試験自動車選定ガイドライン)について、さらに明確化を図り、関係者に周知する。(運輸ア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 81 | 被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化(自動化) | 道路運送車両法第58条、第67条 道路運送車両法施行規則第35条の3、第38条8項8号 | 牽引車の自動車検査証について、トレーラー等の車名及び型式(キャンピングトレーラー等の場合、牽引可能な重量)の記載を可能とし、当該トレーラー等については、自動車検査証への車名及び型式の記載を省略できるようにする。(運輸ア) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 82 | 国際船舶を海外譲渡する際に提出する書類の見直し | 海上運送法 船舶法等 | 国際船舶の海外譲渡の届出の際に提出された売買契約書を、必要とする管海官庁に送付することにより、抹消登録申請時の添付を不要とし、売買契約書等提出書類が英文により作成されている場合の和訳の添付を不要とする。 | 平成15年度措置済 | 国土交通省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------|----------------------------------|--|---------|-------|
| 83 | 強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直し | ・水先法第13条 ・水先法施行令第3条 | 強制水先の必要な船舶(外国籍船)の範囲の見直しについて、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」を踏まえて、検討し実施する。(運輸イ) | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 84 | 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号 | 貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |
| 85 | 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号 | 汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |
| 86 | 再生利用認定制度の事務処理の迅速化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の8及び第15条の4の2 | 再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成するとともに、標準処理期間を設定する。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|----------------------------------|--|---|----------------|-------|
| 87 | 廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第3項及び第10条の4第3項 | 廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請書類について、先行許可に係る許可証の提出をもって欠格要件に係る書類を代替できる措置が一層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化を図るなど、所要の措置を講じる。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |
| 88 | 企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第14条第1項及び第14条の4第1項 | 分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者(排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者)として認められる範囲について明確化する。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |
| 89 | 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 | 廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異なるとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。(環境ア) | 平成16年度中 | 環境省 |
| 90 | 硫酸ピッチの不法投棄に係る罰則の強化 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投棄については厳しい罰則を科しているが、これに加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理について処罰の厳格化を図る。(環境ア) | 第159回通常国会に法案提出 | 環境省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省庁 |
|----|-----------------------------|--------------------------------------|---|------------------|------------|
| 91 | 民事ルールとしての公益通報者保護制度の整備 | - | 公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備する。(法務ア) | 第159回通常国会に法案提出済 | 内閣府 |
| 92 | 行政機関に対する司法による監視の改善 | 行政事件訴訟法 | 行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図り、原告適格の適切な判断を担保するために必要な考慮事項を規定する等の行政事件訴訟法の見直しを行う。(法務ア) | 第159回通常国会に法案提出済 | 司法制度改革推進本部 |
| 93 | パブリックコメントに提出された意見の原則全文公表の実施 | 閣議決定「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日) | 現在、文書閲覧窓口等の方法により一定期間公にしておくとしている国民等からの提出意見・情報について、可能な限り各府省のホームページ上でその全文を公表することとする。(共通10(2)オ) | 平成16年度中(以降毎年度実施) | 全府省 |